

25 - 06 環境関連事業

『合併協定項目(案)』

- 1 現行のまま新市に引き継ぐもの
 - (1) 斎場・火葬場施設
 - (2) 公害規制地域指定
 - (3) 公害防止協定
- 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの
 - (1) 公害苦情処理
 - (2) 畜犬登録
- 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの
 - (1) 環境基本計画
合併後3年程度で新市における計画を策定。
 - (2) 公害防止条例

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 釧路市動物園の野生生物の保護・増殖	08 - 06 - 01 - 03	
	(2) 釧路市タンチョウ保護増殖センター(「丹頂鶴の保護増殖施設」)	08 - 06 - 02 - 01	
	(3) 釧路市丹頂鶴自然公園(「丹頂鶴の飼育展示施設」)	08 - 06 - 02 - 02	
	(4) 釧路市のこどもエコクラブ、阿寒町のグリーンクラブ少年団など「環境保全普及啓発」	15 - 03 - 02 - 01	
	(5) 公害規制地域指定	15 - 05 - 02 - 01	現行の指定を引き継ぐ
	(6) 公害防止協定	15 - 05 - 02 - 02	現行の協定を引き継ぐ
	(7) 斎場・火葬場施設	15 - 06 - 01 - 01	
	(8) 公営墓地	15 - 07 - 01 - 01	
	(9) 公衆便所	15 - 11 - 01 - 01	
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 野生動物の保護	15 - 04 - 01 - 01	
	(2) 公害防止随時調査	15 - 05 - 03 - 02	
	(3) 公害苦情処理	15 - 05 - 03 - 03	迅速・適確な処理体制を調整
	(4) 空き地の適正管理	15 - 08 - 01 - 01	担当窓口を統一し適正管理に努める
	(5) はち・カラス等の駆除	15 - 08 - 02 - 01	直営及び委託業者の活用を継続し、民有地での駆除も行政で対応
	(6) 狂犬病予防事業	15 - 09 - 01 - 01	
	(7) 畜犬登録	15 - 09 - 01 - 02	
	(8) 野犬掃討・畜犬の取締り	15 - 09 - 01 - 03	
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 環境基本計画	02 - 03 - 05 - 01	合併後3年程度で新市における計画を策定
	(2) 地球温暖化防止実行計画	02 - 03 - 05 - 02	合併後3年程度で法定の計画を策定
	(3) グリーン購入制度(「行政内部での率先実行」)	15 - 03 - 02 - 02	
	(4) 地球温暖化防止に向けた普及啓発(「その他主要な環境保全事務事業」)	15 - 03 - 03 - 01	
	(5) 身近な環境指標生物市民調査(「その他主要な自然保護事務事業」)	15 - 04 - 08 - 01	
	(6) 公害防止条例	15 - 05 - 01 - 01	
	(7) 公害防止定期調査	15 - 05 - 03 - 01	現行を引き継ぎ、調査方法や体制を調整

先行調整項目の残り【15 - 06 - 01 - 02】「斎場・火葬場の使用料、使用許可証の発行、受付事務」は協定項目【19】「使用料、手数料の取扱い」に、【15 - 03 - 02 - 03】「環境保全施策 資金助成制度」は協定項目【20】「補助金、交付金等の取扱い」に分類されているもの。